

ロシア連邦政府

指令

2023年1月28付第171-r号

モスクワ

「極東」ルートによるロシア連邦から中華人民共和国への天然ガス供給分野における協力に関する
ロシア連邦政府と中華人民共和国政府との間の協定の調印について

連邦法「ロシア連邦の国際条約について」第11条第1項に基づき、ロシア連邦外務省およびその他の関係連邦行政諸機関と合意し、ロシア連邦エネルギー省が提出した、事前に中国側と検討済みの「極東」ルートによるロシア連邦から中華人民共和国への天然ガス供給分野における協力に関するロシア連邦政府と中華人民共和国政府との間の協定草案（添付）を承認する。

ロシア連邦エネルギー省に対して、添付された草案に本質的な性格を有しない修正を加えることを許可し、ロシア連邦外務省の参加の下で中国側と交渉を行い、合意に達した後にロシア連邦政府を代表して上記協定に調印することを委任する。

ロシア連邦政府議長

M.ミシュスチン

「極東」ルートによるロシア連邦から中華人民共和国への天然ガス供給分野における協力に関する

ロシア連邦政府と中華人民共和国政府との間の

協定

ロシア連邦政府および中華人民共和国政府（以下、「双方」と称す）は

平等、互恵および長期的な協力の原則に基づき、

新しい時代を迎えたロシア・中国間の包括的なパートナーシップおよび戦略的な連携関係のさらなる深化を促進しつつ、

エネルギー分野における双方の相互協力を強化し、ロシア・中国エネルギー協力政府委員会の活動を継続しつつ、

上場株式会社「ガспロム」と中国国家石油ガス公社（中国石油天然気集团公司）による、2022年2月3日における「極東」ルートによる天然ガス売買契約（以下、「契約」と称す）の調印を歓迎しつつ、

以下について合意した。

第1条

本協定はエネルギー分野における双方の協力強化を目的として締結され、ダリネチェレンスク市（ロシア連邦）および虎林（フーリン）市（中華人民共和国）の地域内のウスリー川（ウスリツェン・烏蘇里江）を横断するガスパイプライン越境区間を含む「極東」ルートによるロシア連邦から中華人民共和国への天然ガス供給分野における双方の協力の主要条件を定める。

ガスパイプライン越境区間はロシア連邦領内にあるガス計量ステーションで始まり、中華人民共和国領内にある虎林スタートステーションで終わり、虎林のガス計量ステーションおよびスタートステーションは含まない（以下、「ガスパイプライン越境区間」と称す）。

第2条

双方はその担当組織による契約の順調な履行を支援し、ガスパイプライン越境区間を含む「極東」ルートによりロシア連邦から中華人民共和国に天然ガスを供給するために必要なガス輸送インフラの設計、建設および運用を全面的に支援する。

本協定においては、運用とは運用管理、保守整備、診断および修理（清掃装置および診断装置の運転、清掃装置および診断装置のロシア・中国国境の通過、緊急事態および事故の予防、その拡大防止および復旧作業を含む）と解釈される。

契約が発効し、本協定が調印された後においては、ガスパイプライン越境区間の設計、建設および運用、さらに同区間での天然ガスの輸送は、上記の作業が実施される領内にある側の国家の法令、および双方の国

家が当事者となって締結された二国間協定に基づいて行われる。

第3条

ロシア側はガスパイプライン越境区間を経由する天然ガスの供給、ならびにロシア連邦領内のガスパイプライン越境区間の設計、建設および運用を担当する唯一の組織として、上場株式会社「ガспロム」（以下、PAO「ガспロム」と称す）を指名して、権限を付与した。

中国側はガスパイプライン越境区間を経由する天然ガスの受入を行う唯一の組織として、中国国家石油ガス公社（中国石油天然気集团公司 [CNPC]、以下、KNNKと称す）を指名して、権限を付与し、また、中華人民共和国領内のガスパイプライン越境区間の設計、建設および運用を担当する唯一の組織として、中国国家パイプライン公社（中国国家管网公司、以下、KNTKと称す）を指名し、権限を付与した。

PAO「ガспロム」、KNNKおよび KNTKを以後、担当組織と称する。担当組織が変更される場合には、双方は外交ルートを通して、書面にてその旨を相互に通告し、しかるべき権利継承を保障するために必要な措置を講じる。

担当組織は、自国領内のガスパイプライン越境区間の設計、建設および運用を行うために系列組織および請負組織を起用することができる。

第4条

ガスパイプライン越境区間の、ウスリー川（ウスリツェン・烏蘇里江）を横断する部分（以下、「水中横断部分」と称す）の設計、建設およびおおよび施工管理は、ロシア連邦および中華人民共和国の国家規格の適用規則に基づき、担当組織および（または）請負組織によって行われる。

水中横断部分の設計、建設および施工管理のための請負組織は合意された担当組織の決定によって指名される。

水中横断部分までのロシア連邦領内のガスパイプライン越境区間の設計、建設および施工管理はロシア側の担当組織および（または）請負組織によって行われる。

水中横断部分までの中華人民共和国領内のガスパイプライン越境区間の設計、建設および施工管理は KNTKおよび（または）中国側の請負組織によって行われる。

双方は担当組織に対して、ガスパイプライン越境区間の適時の稼働開始および同区間による天然ガスの輸送を保障するために必要な援助を実施する。

双方および担当組織は自国の法律に基づいて、ガスパイプライン越境区間運用の安全を保障するために必要な措置を講じる。

第5条

双方の各々は自国領内において、水中横断部分の建設場所に隣接する地域に、水中横断部分の建設期間中および（必要であれば）運用期間中において閉鎖地帯として使用するために必要な区画（ウスリー川（烏蘇

里江)の水域を含む)を割り当てるものとし、自らの担当組織がエンジニアリングサポート、給電、給水および給熱にアクセスすることを支援する。

担当組織は閉鎖地帯の周囲にしかるべき標識を取り付け、陸上部分には囲いを設置する。

それぞれの閉鎖地帯は、それぞれの閉鎖地帯への通行許可制度の規定などを定める、双方の該当する側の国家の国境警備、税関およびその他の公認機関の管理下に置かれる。

閉鎖地帯では、双方の該当する側の国家の法令およびロシア・中国国境体制に関するロシア連邦政府と中華人民共和国政府との間の2006年11月9日付協定に基づき、水中横断部分の設計、建設および運用に係わる活動のみが実施される。

第6条

水中横断部分に係わる設計・測量および建設・据付作業、調整・試運転作業、ならびに水中横断部分の運用に従事する、双方の各々の担当組織ならびにその系列組織および請負組織の要員(以下、「要員」と称す)が相手側の国家の領内にある閉鎖地帯に入構する際の、査証手続きを行うことなく、要員のリストに基づいて、市民の通行の簡素化に関するロシア連邦政府と中華人民共和国政府との間の2013年3月22日付協定第1条に定める有効な通行書類を提示して、この目的のために使用される臨時検問所を通るための簡素化された通行手順を定める。

要員リストは担当組織同士で協議の上、ロシア語および中国語で作成され、双方の国家の国境警備機関および税関機関に提出される。

要員リストには要員各自の姓名、性別、生年月日、国籍、有効な通行書類の番号、臨時検問所を通る入構、退出の理由、月日および時刻が記載される。

双方の各々は自国の法令に基づき、自国領内に臨時検問所を設置し、水中横断部分の設計・測量作業、建設および運用に必要な輸送手段、機器、設備、ならびに建設資材および消耗品、構成部品および予備部品(要員の活動を可能にするために必要な資機材を含む)が臨時検問所を通過して閉鎖地帯間を移動する際の通関手続きの実施手順を定め、上記の資機材の通関手続きの実施に要する時間の短縮を図る。

本条第4段落および第6段落に記載された必要資機材、構成部品および予備部品、ならびに設備および輸送手段のリストは、双方の各々の担当組織によりロシア語および中国語で作成され、相手側の担当組織および(必要であれば)双方のしかるべき権限を有するその他機関の合意を得て、双方の国家の国境警備機関および税関機関に提出される。

リストには、資機材の名称、対外経済活動商品分類コード番号、数量、価格、申請人あるいは申請名義人の情報、臨時検問所を通過しての入構、退出の月日および時刻が記載される。輸送手段および設備については、こうしたリストに上記に加えてその識別情報が記載される。

臨時検問所の設計、建設、設備、機器の設置については自国領内においてそれぞれの担当組織が自主的に行うものとする。

第7条

税関規制の目的上においては、機器、輸送手段、構成部品、予備部品、設備、建設資材、消耗品およびそ

の他の資材、ならびに食料が臨時検問所を通過して閉鎖地帯間を移動する場合には、本協定の第13条第2段落の規定を除き、双方はこれをロシア・中国間の国境横断とは見なさない。

管内探傷作業を行う場合、双方はロシア・中国間の国境を可能な限り短時間で設備を移動させるための、簡素化された通関手続き実施手順を適用する。

第8条

水中横断部分の設計および建設作業を開始する前、およびその運用中において、双方の国家の国境警備機関および税関機関の代表者は、必要であれば、本協定の実施に係わる行動を調整する上での諸問題について協議するために、担当組織および（または）その系列組織の代表者を招いて会談する。

ロシア連邦領内の、水中横断部分区間を含むガスパイプライン越境区間の所有権は、ロシア連邦の担当組織またはその100%子会社組織に帰属する。

中華人民共和国領内の、水中横断部分区間を含むガスパイプライン越境区間の所有権は、KNTKまたはその系列組織に帰属する。

ロシア連邦領内および中華人民共和国領内における水中横断部分区間の境界設定点はガスパイプライン越境区間の建設完了日に設定され、本協定の有効期間中は変更されないものとする。

第9条

水中横断部分の建設によって、水流の方向を変更する、ウスリー川（烏蘇里江）の河床および水路、河岸線を変化させる、船舶航行の安全性に影響を及ぼすことがあってはならない。

軍用船舶およびその他の国有船舶を含む、非商業目的で運航され、水中横断部分の建設および運用に関係のない船舶は、閉鎖地帯に含まれるウスリー川（烏蘇里江）水域を通過して航行する際に停船してはならない。

ウスリー川（烏蘇里江）の、水中横断部分に係わる建設作業あるいはその運用が行われている区間での船舶航行は、船舶航行分野の有効な二国間国際条約に基づき、自国の法律およびその他の法規文書にしたがって、双方の国家の公認機関がこれを規制する。

第10条

水中横断部分の設計・測量作業、建設および運用期間中において、担当組織、その系列組織および請負組織、要員は必要な通信機器を使用することが許されるが、通信機器のタイプ、台数、機種、動作周波数およびコールサインについては、これらの通信機器の使用を開始するまでに、双方の国家のしかるべき担当組織によって合意されていなければならない。通信機器を一時的に使用する場合には、自国の法律およびその他の法規文書にしたがうものとする。

第11条

ガスパイプライン越境区間の運用を保障するために、担当組織は共同で事故の拡大防止・復旧計画を立案し、双方の国家の法律に基づいて双方の国家の公認機関に提供する。

第12条

双方は、担当組織がエネルギー分野における決済を行う際にロシア連邦および中華人民共和国のそれぞれの国家通貨を使用することを歓迎し、これを奨励する。双方の財務関係省庁は、担当組織がエネルギー分野における決済を行う際に国家通貨を使用することを推進する条件を共同で整備するものとする。

第13条

双方の各々は自国の法律およびその他の法規文書に基づき、ロシア連邦から中華人民共和国に「極東」ルート（自国領内のガスパイプライン越境区間および閉鎖地帯を含む）によって天然ガスを供給するために必要なガス輸送インフラの設計・測量作業、建設および運用に参加する担当組織、その系列組織および請負組織の活動を支援し、好適な条件を整備するものとする。そうした支援には、双方の国家のしかるべき権限を有する機関の許可書、合意書、ライセンスおよび専門家の鑑定書の発行、技術監査の実施、ガスパイプライン越境区間の建設のために必要な土地区画の割当、ならびにガスパイプライン越境区間の建設および運用を支障なく実施することを可能にする上記の土地区画に対する権利付与などが含まれる。

本協定第6条に記載され、水中横断部分の設計・測量作業、建設および運用に使用され、その搬入および搬出が本協定の枠内で行われる商品については、自国の法律に基づいて規定され、ロシア連邦領内および中華人民共和国領内で徴収される、輸出関税および通関手数料（それがあある場合）の支払いを免除される。

本協定の枠内では、輸出関税および通関手数料（それがあある場合）の支払いを免除される商品は、本協定で想定された目的にのみ使用されるものとし、これを売却、あるいはその他の方法で譲渡してはならない。このような商品を貸し出したり、このような商品を使用して有料のサービスを提供したりしてはならない。

第14条

双方の各々は自国の法律およびその他の法規文書に基づき、本協定を実施するために自らの担当組織のために必要な課税条件を整備する。

第15条

双方の各々は、自国の法律およびその他の法規文書ならびにロシア・中国間国境体制に関するロシア連邦政府と中華人民共和国政府との間の2006年11月9日付協定に基づき、ガスパイプライン越境区間の設計・測量作業、建設および運用に際して、環境保護、土地利用および地下（資源）利用、河川および河岸の利用、光ファイバー通信およびマイクロ波通信の利用に係わる問題を解決するために、自らの担当組織を支援する。

第16条

通関手続き、検査および検疫は自国の法律およびその他の法規文書に基づいて行われる。

双方は測定方法および機器の度量衡検査に際して担当組織を支援する。

KNNKは中国側の担当組織の代表者をロシア連邦領内にあるガス計量ステーションに派遣し、ロシア側は自国の法律に基づき、ロシア連邦領内にあるガス計量ステーションにおける中国側代表者の滞在および業務のために必要な許可書類の手続きを速やかに行う。

契約に基づいて送った（受け取った）ガスの量および品質について不一致が生じた場合、双方の管轄機関は、担当組織の代表者で構成される特別委員会の作業の実施に際して支援を行う。

第17条

本協定の履行に係わる活動の調整および履行の監督は以下の管轄機関が実施する：

ロシア側：ロシア連邦エネルギー省；

中国側：中華人民共和国国家エネルギー局（国家能源局）。

上記の管轄機関が変更された場合、双方は本件について外交ルートを通して、書面にて相互に通告する。

第18条

双方は本協定履行の枠内で相手側から受領した情報の機密保持条件を遵守する。

第19条

本協定に対する修正は、双方の合意により、本協定の不可分の一部となる個別の議定書に調印することによってこれを行うことができる。

第20条

本協定の枠内での双方の一方による義務の履行および（または）本協定の規定の適用に対して障害となる事態、あるいは不一致が発生した場合、双方の管轄機関は発生した事態あるいは不一致を解消し、本協定の履行を可能にする、相互に受け入れ可能な決定を下すために協議を行う。

本協定の規定の解釈および（または）適用に関する双方間の不一致が管轄機関同士の協議によっても解消されない場合には、双方の交渉によって解決し、しかるべき議定書を作成する。

第21条

本協定は、それが発効するために必要な国内手続きを双方が履行したことについての書面による最終の通知が外交ルートを通して受領された日から発効し、30年間有効となる。

双方の一方が、本協定の効力を延長する自らの意思について、しかるべき期限が満了する6カ月前までに書面にて相手側に通告し、相手側の書面による同意を受領した場合、本協定の有効期間はそれ以降の5年間にわたって延長される。

2023年、「 」月「 」日、「 」市においてロシア語および中国語で2部ずつ作成され、いずれの文章も同等の効力を有する。

ロシア連邦政府代表

中華人民共和国政府代表